

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について

認定申請をされる方へ

宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会

合法木材及び木質バイオマスの証明のための認定申請に関して、提出書類の作成の注意点を記載します。

- (1) 認定申請書の提出期限は、奇数月の15日までです。
※ 認定日は翌月（偶数月）の1日になります。
- (2) 申請者の所在地、名称（会社等の屋号を持って経営されている場合）、氏名、電話、FAX（FAXは持っておられる場合）
電話等の連絡手段が無い場合は連絡者の委任状兼承諾書を提出して下さい。
※ 様式3
- (3) 創業年（林業に関して会社等の経営をされてる方）、従業員数（代表者除く）
- (4) 取り扱う木材・木材製品の品目、年間取り扱い数量は、これまでの実績で書いて下さい。

（記入方法例）

- ① 平成30年度の出材が、スギだけで有れば。（スギ 1,000 m³。）
- ② パルプ等の広葉樹で有れば、（広葉樹 1,000 m³）
- ③ 広葉樹やスギ等種類が多い場合は、（スギ・広葉樹 2,000 m³）
- ④ 前年度の実績が無く、前々年度に市場等への出材実績が有る場合は、前前年度の樹種と数量を記入。
- ⑤ 過去に出された実績が無ければ、（横ポー）
- ⑥ 建設業で工事の支障木を出材した場合は（工事の支障木 50 m³）

(5) 分別管理及び書類管理の方針の記入の仕方

- ・ 日付は同じ認定申請書と同じ。
- ・ （適用範囲）の空白は、土場（伐採現場のこと）又は会社の敷地等、仮置きする場所を記入して下さい。
※ 会社の敷地であれば、図面を作成する必要があります。

- ・（分別管理責任者）の空白は分別管理を行う人です。
以下の責任が生じますので、管理できる方を記入して下さい。

分別管理等に関して説明責任が生じます。
新聞等でもご存じの通り、誤伐・盗伐問題が新聞などのマスコミで報じられていますが、年間数量や持ち込み先等を書類で管理し、問い合わせや指導があった場合は書面等で説明出来るようにして下さい。
不適切な取り扱いや違反をされたり、指導に従わなかった場合は、認定が取り消されることも有ります。

（6） その他必要な書類と図面

- ① 申請書の下に記載して有ります。登記簿謄本、源泉徴収、住民票等の何れか。（木製材業者登録証、運転免許証は住所が変わっていた場合に確認が取れないため受け付けません。）
- ② 図面は、事業者の所在地確認のため近隣の目標物が示し訪問する際に判別出来るようにして下さい。（作成例①②を参照）
また、分別管理を会社や自宅でする場合は、その管理場所が判るように図面を付けて下さい。
- ③ 書類提出後電話で聞き取りをさせていただきます。

【提出書類一覧】

- ① 認定申請書
- ② 分別管理及び書類管理方針書
- ③ 登記簿謄本、源泉徴収、住民票（3ヶ月以内）の何れか
- ④ 事業所、管理地の図面

【送付先】 〒880-0805 宮崎市宮田町10番25号 宮田町ビル3F
宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会
TEL: 0985-31-6338
FAX: 0985-31-6418